

令和 7 年第 1 回市議会（定例会）

# 議 会 議 案

自 議案第 4 1 号

至 議案第 4 3 号

（追加第 2 回）

令和 7 年 3 月 2 4 日

加 古 川 市

## 目 次

|           |                        |   |
|-----------|------------------------|---|
| 議案第 4 1 号 | 加古川市監査委員選任につき同意を求めること  | 3 |
| 議案第 4 2 号 | 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること | 6 |
| 議案第 4 3 号 | 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること | 9 |

加古川市監査委員選任につき同意を求めること

加古川市監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

住 所

[Redacted Address]

氏 名 船 江 恒 平

生年月日

[Redacted Birth Date]

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第 196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 ..... (省 略)

}

5 ..... (省 略)

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(監査委員の任期)

第 197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年3月24日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

## 記

住所

氏 名

岩田由香里

生年月日

◎参 考

人 権 擁 護 委 員 法 抜 す い

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 …………… (省 略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 …………… (省 略)

}

8 …………… (省 略)

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年3月24日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

## 記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 柳 谷 佐 代 子  
生年月日 [REDACTED]